

## 大阪市耐震改修支援機構設置要綱

### (設置)

**第1条** 大阪市における住宅の耐震化促進を図るため、公的団体、建築関係団体等が連携し、市民に住宅の耐震化の必要性やその方法に関する理解を促すとともに、安心して耐震診断や耐震改修を行うことができるよう情報を提供するなど、住宅の耐震化に係る支援を行うことを目的として、大阪市耐震改修支援機構（以下「支援機構」という。）を設置する。

### (事業)

**第2条** 支援機構は、次の事業を行う。

- (1) 住宅の耐震化に係る普及啓発
- (2) 安心して耐震診断又は耐震改修を依頼することのできる事業者の紹介
- (3) その他、住宅の耐震化を促進するために必要となる事業

### (組織)

**第3条** 支援機構は、本部及び耐震化支援団体で組織する。

- 2 本部は、都市整備局長が適当と認める団体（別表のとおり）で組織する。

### (耐震化支援団体)

**第4条** 耐震化支援団体は、住宅の耐震化に係る普及啓発を積極的に行うとともに、安心して耐震診断又は耐震改修を依頼することのできる事業者を構成員に持ち、これを紹介することができる団体とする。

### (コンプライアンス委員会)

**第5条** 安心して耐震診断又は耐震改修を依頼することのできる事業者の紹介を公正に行い、支援機構の信頼性の確保に資するため、支援機構にコンプライアンス委員会を設ける。

### (所管)

**第6条** 支援機構は、大阪市都市整備局企画部防災・耐震化計画担当が所管する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は大阪市都市整備局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年 9月 9日から施行する。

別表

(大阪市耐震改修支援機構本部を構成する団体)

財団法人大阪建築防災センター
社団法人大阪府建築士会
社団法人日本建築構造技術者協会
独立行政法人住宅金融支援機構
大阪市住まい公社